

再エネ業務管理システムの 運用見直しについての対応状況

2024年3月29日

資源エネルギー庁

本日御議論頂きたい事項

- 資源エネルギー庁は、再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、再エネ業務管理システム（以下「本システム」という。）を保有している。
- 令和5年2月に、みなし小売電気事業者の社員等が一般送配電事業者用の本システムのID・パスワード（以下「ID等」という。）を利用して、本システムからFIT認定事業者の情報を不正に閲覧していた事案（以下「本事案」という。）が発覚した。
- こうした事態を受け、再発防止に向けた厳格な対応の実施、本システム上の情報の取扱い及び本システムの運用の見直しを目的として、同年4月に本検討会の第1回会合を開催。同年7月には本検討会の議論の結果を「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」（以下「本報告書」という。）として取りまとめた。本報告書では、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、令和5年度中に本検討会におけるフォローアップを行うとともに、令和6年度以降も、必要に応じて本検討会においてフォローアップを行うこととしている。
- 本日の会合では、本報告書を踏まえた再発防止策の対応状況等を事務局より御報告させていただくとともに、更なる運用の改善に向けて踏まえるべき視点や取組みについて御議論いただきたい。

本検討会において指摘された課題

- 本検討会では、本システム上の情報の取扱い等における課題として、以下のようなものが指摘された。

(システム運用面における課題)

- セキュリティの基本が全くできていない。権限は個人に対して一つずつ付与し、ニーズに応じた権限を付与するのが大原則である。
- 利用者の教育といった観点も重要である。研修やリテラシーの向上に努めるべき。

(システム発注時の問題点)

- システム関係の知見が深い担当部署・担当者と、システム利用者の特性等の事情を把握している担当部署・担当者が十分にコミュニケーションや連携ができていないことに問題がある。
- 仕様書に基づいた受託者への発注が政府統一基準等やシステムの開発目的に十分に合致できていない。そのチェックをすることができていなかったことが問題である。特に、発注仕様書検討時においてシステム利用者の事業形態などの特性の把握ができていなかったことや、システム稼働前の検収プロセスにおいて問題点の把握ができていなかったことが課題だと考えられる。
- 発注側にITシステムに関係する知識や経験を持った人材が十分にいなかったことが問題だと考えられる。

(同システムを保有する管理側の課題)

- システム保有者の運用がずさんだったことを真摯に反省するべき。
- システム利用者に指示をするだけでなく、保有者である行政自らが運用を見直すことを求められる。
- システム保有者（発注者）側のミスは人材不足にも起因しているのではないか。
- 今回の事案への対応は他のシステムへ横展開を行うべき。

(参考) 不正閲覧事案発覚から本検討会立ち上げまでの経緯

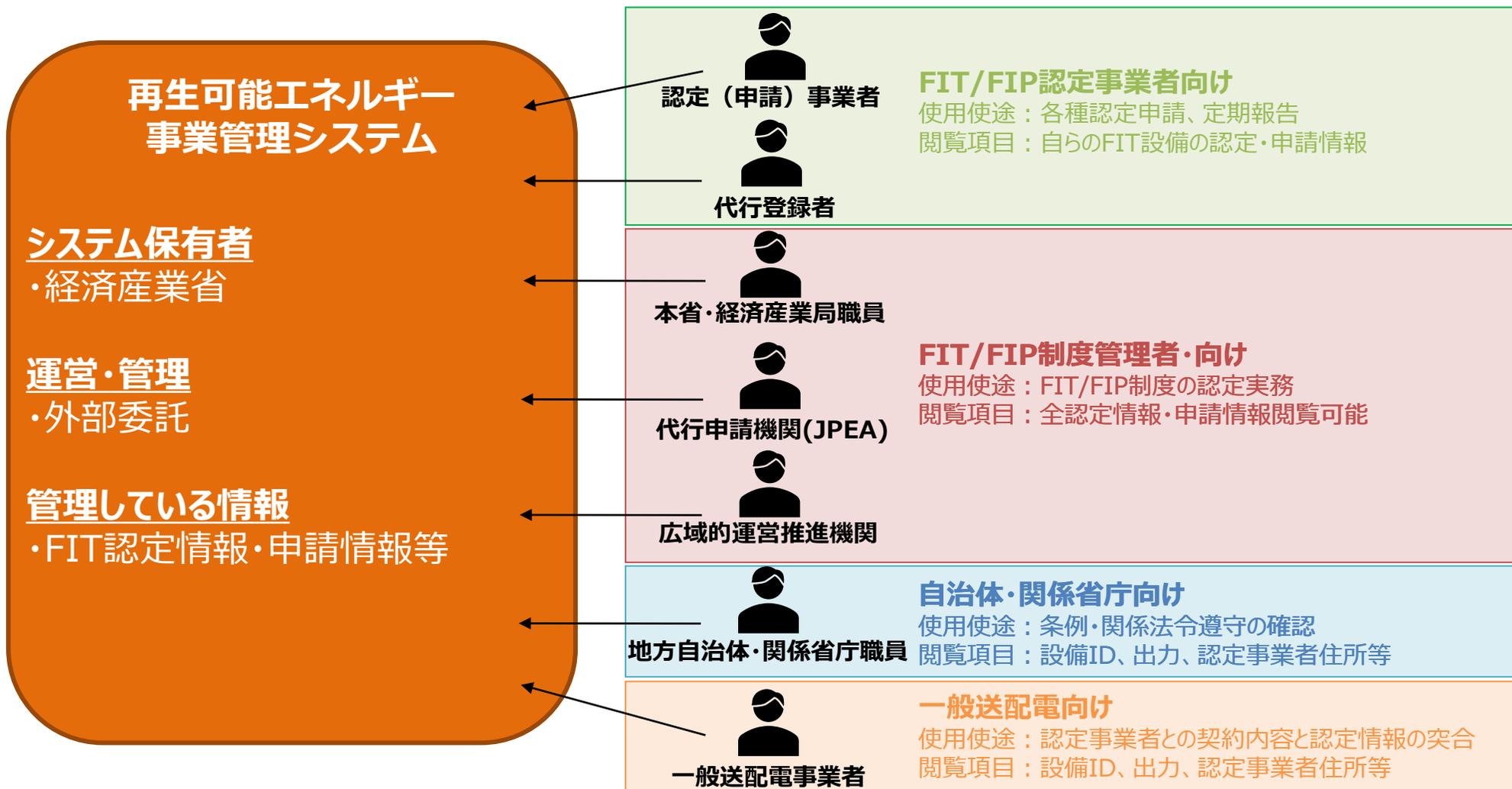
- 再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、**再エネ業務管理システムを構築**。2017年の法改正により送配電買取となったことから、2018年8月から**各一般送配電事業者には供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与**。同時に、再エネ特措法により、一般送配電事業者に対し、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止している。
- 2023年2月以降、**全ての一般送配電事業者が保有するアカウントがグループ内の小売電気事業者に供与され、本システムに対してアクセスしていた事案が発生**。
- 本事案を受け、**再エネ特措法に基づく報告徴収や電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取**を実施。
- 再エネ業務管理システムに関する対応については、外部有識者による運用見直しに関する検討を開始（令和5年4月17日）。

【事実経過】

- 2月3日（金）**：東京電力パワーグリッド(株)（以下「東電PG」）から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー(株)（以下「東電EP」）の一部社員が利用し、**認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡**が資源エネルギー庁に対してあり、**当該事案が判明**
- 2月6日（月）**：更なる情報漏えい防止のため、**全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止**
- 2月10日（金）**：**東電PG、東電EP及び他の全ての一般送配電事業者に対して、再エネ特措法第52条第1項に基づく報告徴収**を実施
- 2月16日（木）**：**同日までに、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者で同様の事案が発生したことが判明**。各社（みなし小売含む。）に対して事案の詳細を調査するため、**更なる報告徴収を実施**
- 3月6日（月）**：**みなし小売電気事業者全社への報告徴収**
- 3月10日（木）**：同日までに全ての報告徴収に対し、各社から回答提出
- 3月15日（水）**：**電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取**を実施
- 4月17日（月）**：**資源エネルギー庁長官から一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者の全社に対して行政指導**を実施
5月12日までに報告書を受領

(参考) 再エネ業務管理システムについて

- 再エネ特措法に基づく業務等を行うため、再エネ発電事業者、経済産業省職員、自治体・関係省庁職員、一般送配電事業者等がアクセス可能。



(参考) 本事案において確認された閲覧項目の内容

- 今回の事案において確認された本システムからの主な閲覧項目は以下のとおり。

(1) 認定計画に関する基本情報

設備ID、事業者名、設置者名（企業の場合、代表者名）、事業者住所、規定法人該当性、認定年月日（新規認定）、認定年月日（変更認定）、申請年月日

(2) 発電事業の内容に関する情報

運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日、失効に係る情報（失効までの期間等）

(3) 再エネ発電設備に関する情報

電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、パネルのメーカー・型式等、配線区分、設備の設置形態（屋根置き等）

1. 再発防止策について

- ① ID等の適切な管理
- ② 閲覧対象項目の見直し
- ③ 自己点検の強化・外部監査の実施
- ④ 利用ルールの明確化

2. 更なる対応について

(総論) 再発防止策の内容について

- 本検討会においては、本システムが直面する課題を踏まえ、以下の4つの視点から再発防止策が検討され、その内容が本報告書において取りまとめられた。
 - ① ID等の適切な管理
 - ② 閲覧対象項目の見直し
 - ③ 自己点検の強化・外部監査の実施
 - ④ 利用ルールの明確化
- 資源エネルギー庁においては、上記①②④の再発防止策を確実に実施するための本システムの改修等の対応を令和5年10月までに完了。上記③の再発防止策については、速やかに運用見直しを開始し、令和6年1月までに外部監査を実施した。

1. 再発防止策について

- ① ID等の適切な管理
- ② 閲覧対象項目の見直し
- ③ 自己点検の強化・外部監査の実施
- ④ 利用ルールの明確化

2. 更なる対応について

(各論) ① ID等の適切な管理

- 本事案が発覚する以前の本システムでは、ID等が個人ではなく一般送配電事業者（組織）に対して付与されていたことや、パスワードの変更方法／システム利用者の管理方法が、各社の情報管理体制や業務実施体制の下に委ねられており、こうした運用が本事案の発生要因の一つと考えられた。
- 本検討会におけるこうした御指摘を踏まえ、資源エネルギー庁においては、本システムを利用する一般送配電事業者、FIT/FIP制度管理者（経済産業省・経済産業局、代行申請機関、広域的運営推進機関）、自治体及び関係省庁について、以下の対応を実施した。

(1) ID等の個人ごと（利用者単位）の付与

- ・ 一般送配電事業者：本事案の発覚を受け、直ちに実施（令和5年2月6日に実施）
- ・ その他の利用者：令和5年10月までのシステム改修において実施

(2) 多要素主体認証方式の導入

本システムにログインする際、従来のID等に加え、利用の都度、利用者個人端末において認証を取得する形の多要素主体認証方式を導入した。

(各論) ① ID等の適切な管理

(3) システム利用責任者の選定

各組織におけるID等の管理責任の所在を明確化するため、各組織において、システム利用責任者を選定するよう求めることとした。システム利用責任者が果たすべき役割は以下のとおり。

① システム利用者のID等の発行申請

個別のシステム利用者について新規のID等を発行する際は、システム利用責任者が統一的に行う（ID等の発行申請をシステム管理者（資源エネルギー庁の委託先）に対して行う）。

② システム利用者の管理

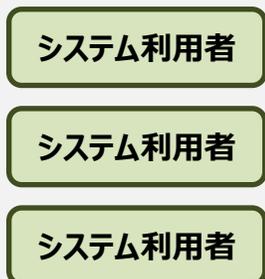
個別のシステム利用者について、FIT/FIP関連業務を担当している職員等のみがアカウントを保有し、本システムを利用していることを担保する。人事異動のタイミングを適切に把握し、人事異動が起きた場合には、従前の担当者が異動後にアカウントを利用することがないように、アカウントを停止する。

※上記の運用が徹底されることが重要であるが、システム利用責任者において万が一担当者の登録変更が適切に行われなかった場合にも備えて、6か月以上継続してアカウント利用がない場合には、自動的にアカウントを停止することとした。

③ 問題発生時の対応

万が一情報漏洩が発生し、又はその疑いが生じた場合には、個別のシステム利用者から通告を受け、資源エネルギー庁の担当者に連絡をする。また、漏えい範囲が拡大しないよう、早急に措置を講じる。

<システム利用責任者の役割>



(参考) 多要素主体認証の具体的な方法 (操作マニュアル抜粋)

多要素認証を用いたログイン手順 (初回以降は①→②→③以外は省略されます)

PC上での操作

The PC login flow consists of three main steps:

- Step 1:** The user is on the "再生可能エネルギー電子申請" (Renewable Energy Electronic Application) page. They enter their "ログインID" (Login ID) and "パスワード" (Password) and click "ログイン" (Login).
- Step 2:** The user is prompted to "Salesforce Authenticator を接続" (Connect Salesforce Authenticator). The screen shows instructions and a "2 目の番号" (2nd number) input field. The user enters the number from their authenticator app and clicks "接続" (Connect).
- Step 3:** The user is on the "設備種別検索画面" (Equipment Type Search Screen). They enter search criteria and click "検索" (Search).

スマートフォン上での操作

The smartphone login flow consists of three main steps:

- Step 1:** The user is on the "essential forum" app. They tap "2 目の番号" (2nd number) and enter the number from their authenticator app.
- Step 2:** The user is prompted to "モバイルデバイスを確認" (Verify mobile device). They tap "接続" (Connect) to link their account.
- Step 3:** The user is on the "Salesforce Authenticator" app. They tap "アカウントを追加されました" (Account added successfully) and tap "了解" (Got it).

(参考) ID等の適切な管理に関する本検討会での議論

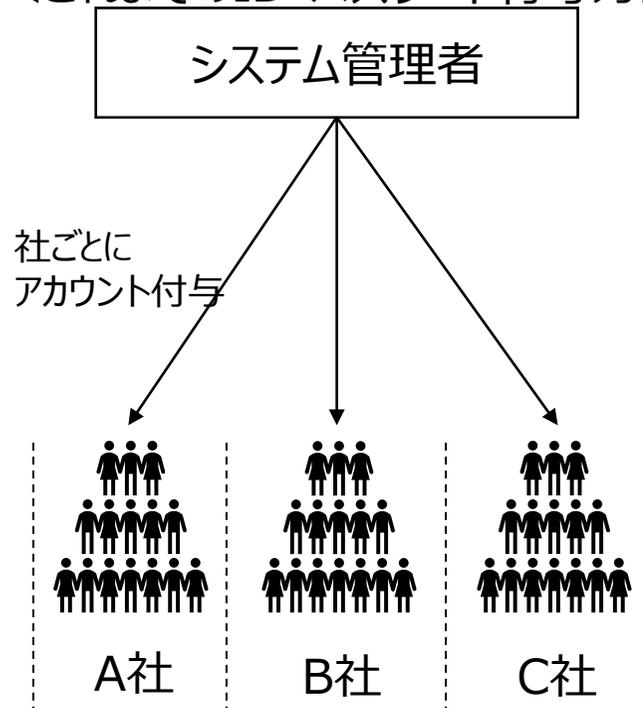
「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月） 抜粋

- これまでの運用では一般送配電事業者においては社ごとのIDパスワード付与となっていたが、本事案の発生を受け、全ての利用において、個人ごと（利用者単位）のアカウント付与に変更済み。

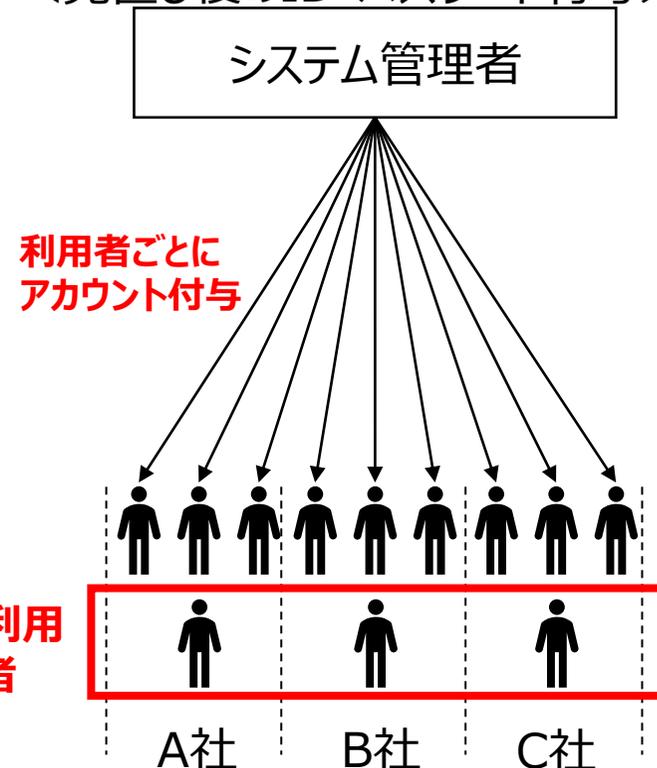
※一般送配電事業者以外は個人単位でのアカウント付与を以前から実施している。

- また、システム利用者の所属する各組織において、システム利用責任者を選定し、各組織における本システムのID等の管理に関する責任の所在を明確化することとする。

<これまでのID・パスワード付与方法>



<見直し後のID・パスワード付与方法>



(参考) ID等の適切な管理に関する本検討会での議論

「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月） 抜粋

- これまでの運用ではログインが可能なID・パスワードを発行していた。今後のシステム運用では、利用時に従来のID・パスワードに加え、**利用の都度、利用者個人端末において認証を取得する形の多要素主体認証方式を導入することとする。**
- また、人事異動などが起きた場合に適切にアカウントを停止させる観点から、**6か月以上継続してアカウント利用がない場合、自動的にアカウントを停止させることとする。**

<これまでの運用>

- ・システム開始時点から管理者側からの変更なし
- ・利用者からの申請があった場合、PWの変更可能



<見直し後の運用>

- ・利用時の本人確認に多要素認証を導入

知識情報の利用

ID : ○○○○

PW : △△△△



所有情報の利用

利用の都度認証確認

- ・6か月間アカウントを利用がない場合、アカウントを停止

(参考) ID等の適切な管理に関する本検討会での議論

「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月） 抜粋

- システム利用者ID発行時は、システム管理者（委託事業者）に対し、各組織ごとに選定されたシステム利用責任者から、システム利用者の個人属性を申請することとする。
- システム管理者は、申請元となるシステム利用責任者の確認、システム利用者個人属性の登録を実施し、ID・パスワードを登録メールアドレスに発行。
- システム利用者の登録情報は、上記IDの発行及びアカウント停止解除に必要な個人メールアドレスと従事している業務を確認するための所属部署、システム管理責任者にメールアドレスと所属部署に加え、問題が生じた際の緊急連絡先電話番号の登録を求め、システム管理者が情報を管理するものとする。

システム利用者登録項目

- ・組織名
- ・所属部署・役職
- ・担当者名
- ・メールアドレス

システム利用責任者登録項目

- ・組織名
- ・担当部署・役職
- ・担当者名
- ・緊急連絡電話番号
- ・メールアドレス

1. 再発防止策について

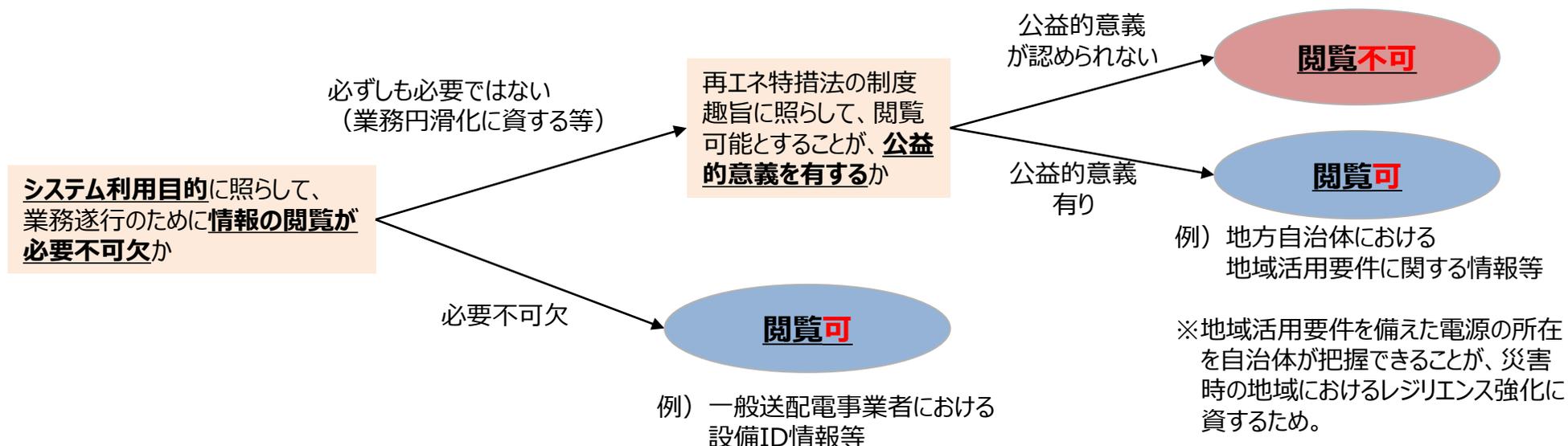
- ① ID等の適切な管理
- ② 閲覧対象項目の見直し
- ③ 自己点検の強化・外部監査の実施
- ④ 利用ルールの明確化

2. 更なる対応について

(各論) ② 閲覧対象項目の見直し

- 本システムで管理している情報は多岐にわたり、原則、システム利用者の属性ごとに閲覧可能範囲を限定している。本報告書では、本システムを通してFIT/FIP制度を運用する**利用者の属性**（一般送配電事業者、FIT/FIP制度運用者、自治体、関係省庁）ごとに、現在の使用用途に応じて、閲覧対象項目を必要最低限の情報に限定するよう点検を行うこととした。
- 本報告書の上記内容を踏まえ、令和5年10月までに実施のシステム改修により、以下の観点から、閲覧対象項目約1700項目についての点検を実施した。
 - ✓ 利用者の**本システム利用目的**に照らして、業務遂行のために**情報の閲覧は必要不可欠**と評価できるか
 - ✓ 再エネ特措法の制度趣旨に照らして、ある項目を閲覧可能とすることが、**公益的な意義を有するか**

<閲覧可能項目の見直し基準>



(参考) 閲覧対象項目の見直しに関する本検討会での議論

「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月） 抜粋

- 再エネ特措法に基づく業務を行うため、再エネ発電事業者、FIT/FIP制度管理者（資源エネルギー庁等）、一般送配電事業者、自治体・関係省庁がアクセス可能。保有している情報は多岐にわたるため、使用用途に応じて閲覧可能範囲を限定している。
- 今般の事案を踏まえ、システム利用者の属性（システム運用者、一般送配電事業者、地方自治体等）ごとに現在の使用用途に応じて、閲覧対象項目を必要最低限な情報に限定するよう、改めて点検を行うこととする。

再生可能エネルギー 業務管理システム

システム保有者

・資源エネルギー庁

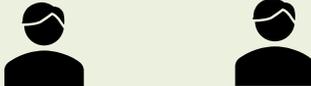
システム管理者（運営・管理）

・外部委託

管理している情報

・FIT認定情報・申請情報等

FIT/FIP認定事業者向け

使用用途：各種認定申請、定期報告 

FIT/FIP制度管理者・向け

使用用途：FIT/FIP制度の認定実務 

自治体・関係省庁向け

使用用途：条例・関係法令遵守関連 

一般送配電向け

使用用途：FIT買取業務関連 

※自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスが可能

1. 再発防止策について

- ① ID等の適切な管理
- ② 閲覧対象項目の見直し
- ③ **自己点検の強化・外部監査の実施**
- ④ 利用ルールの明確化

2. 更なる対応について

(各論) ③ 自己点検の強化・外部監査の実施

- 本システムについては、本事案の発覚前においても、毎年度の情報セキュリティ監査計画の策定や外部監査の実施等を行ってきたところであるが、従来の監査体制のもとでは今回の事案を防げなかったことを踏まえ、以下の取組を実施した。

(1) 定期的な自己点検の強化

- 本システムの管理者（資源エネルギー庁の委託先）において、アカウントごとのシステム利用状況・管理状況を分析し、その結果について資源エネルギー庁に対して報告する等の体制の整備を実施。
- 具体的には、委託先において、本システムへのアクセス状況を監視し、①短時間に繰り返し大量データをエクスポートする挙動、②国外のIPアドレスからのログイン、③不正利用と思われるような挙動等を確認した場合には、アカウント利用の一時停止や、資源エネルギー庁への報告等を実施することとしている。

(2) 臨時の外部監査の実施

- 令和6年（本年）1月に、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（※）」に照らして、情報システムの企画段階からセキュリティ対策が適切に組み込まれているかといった観点から、外部監査法人による臨時監査を実施。
（※）政府機関における情報システムの調達仕様書に記載する「セキュリティ要件」の策定方法を解説。企画段階からセキュリティ対策を適切に組み込むことを目的として、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターにて令和4年7月に策定。
- 同年2月には、外部監査の結果（速報版）を受領。調達仕様書の内容に照らせば、本システムを企画した段階では、セキュリティ対策が十分に想定されていなかったことが改めて指摘された（指摘を受けた事項については、システム改修において対応済み）。
- 外部監査の結果（詳細版）を踏まえ、今後、更なるシステム運用の見直しを実施していく。

(参考) 自己点検・外部監査に関する本検討会での議論

「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月）抜粋・加工

- 毎年度、情報セキュリティ監査計画を策定。システムを対象とした情報セキュリティ監査は、前回の監査から一定期間経過したもの等を対象とした、外部監査法人による監査を令和3年1月に実施。システム運用時のセキュリティ対策実施状況が、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシーに準拠しているか監査を実施した。
- 他方で、こうした監査体制においても今回の事案を防げなかったことから、本事案により確認された実態等を踏まえて、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシー以上のセキュリティ対策強化の個別の取組が必要だと考えられる。
- このため、再エネ業務管理システム管理者である委託先において、アカウントごとのシステムの利用状況（アクセス頻度の変化、アクセス時間帯、IPアドレス等）やアカウントの管理状況を分析し、不審な利用がないか等をシステム保有者（資源エネルギー庁）に報告する形での自己点検を定期的に実施し、点検結果を踏まえ、必要に応じてシステム改修等の対応を実施していく。
- また、各種基準の必須事項のみならず政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン等の記載の推奨事項（例えば多要素主体認証方式の導入）など、本事案を踏まえたより厳格な視点でのシステムに関する外部監査法人による臨時監査を今年度中に実施する。

(再発防止策の早期実施とフォローアップ)

- 再エネ業務管理システム保有者である資源エネルギー庁においては、再発防止策を踏まえ、必要なシステム改修を可能な限り早期に実施し、令和5年度中にシステム改修を踏まえた外部監査を実施する。また、本検討会において、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、再発防止策にある外部監査の結果も踏まえたフォローアップを令和5年度中に行うとともに、令和6年度以降も、必要に応じて本検討会においてフォローアップを行う。

1. 再発防止策について

- ① ID等の適切な管理
- ② 閲覧対象項目の見直し
- ③ 自己点検の強化・外部監査の実施
- ④ **利用ルールの明確化**

2. 更なる対応について

(各論) ④ 利用ルールの明確化

- 従前、本システムにおいて管理している情報の**利用目的等については、アカウント発行時に利用マニュアル等に記載していた**。しかし、これらの内容を**利用者が適時に確認できる状態になかった**。また、**本システムに関する利用規約等が作成されていなかった**ことにより、情報の目的外利用・提供の禁止等、**利用のルールが明確に示されていなかったことも、本事案が発生した要因の一つ**と考えられる。

「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会報告書」参考資料（2023年7月） 抜粋・加工

- 自治体が本システムを利用するにあたってアカウントを発行する際には、**申請時に目的外利用や公開の禁止についてシステム上同意を求めている**。今般の事案を踏まえ、**すべてのアカウント利用者に対して、利用時に目的外利用の禁止や個人情報の取り扱い等に関する同意を求める措置を行う**。
- なお、**利用時に求める事項は類似事例等を参考に以下の項目を含むものとする**ことが考えられる。
 - ① 目的外利用・公開・第三者への情報提供の禁止
 - ② 法令又は公序良俗に違反し、もしくは犯罪行為に関連し、またはそのおそれがある行為の禁止
 - ③ 不正な目的をもってアクセスをし、利用し又はこれらを試みる行為の禁止
 - ④ 認定事業者その他の第三者に損害を与える行為の禁止
 - ⑤ 第三者へのアカウントの供与の禁止、アカウント情報の取扱い厳重注意
 - ⑥ 個人情報の取扱い
 - ⑦ 禁止事項に違反した場合の対応（解約・損害賠償請求等）

(各論) ④ 利用ルールの明確化

- こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁では、令和5年10月以降、以下の対応を実施。
 - 本システムの**利用規約及びプライバシーポリシー**を策定。**システム利用者が常に閲覧をすることができるよう、本システムの各ページに掲載した上で、本システムの全ての利用者に適用。**
 - ⇒ **規約違反**があった場合は、**損害賠償の対象**となることや、違反した個別のシステム利用者のみならず、当該システム利用者が所属する組織の全てのシステム利用者について、アカウントの登録抹消を行う（**組織として本システムを使うことを禁止する**）こと等の対応を明記。
 - **利用規約及びプライバシーポリシーの記載事項のうち特に重要なもの**（情報の目的外利用の禁止等）については、一般送配電事業者が本システムの利用を開始する際に改めて表示をし、**チェックボックス形式で明確に同意を求める**ことで、規約の内容を明確に認識できる仕組みとした。

<利用規約（一般送配電事業者向け）抜粋>

第3条（一般送配電事業者による本サービスの利用）

一般送配電事業者およびその個々の社員等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく業務を遂行するために、本サービスを利用するものとし、その際には、同法第19条その他の同法および関係法令の規定を遵守するものとする。

【ご参考】再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（禁止行為等）

第十九条 一般送配電事業者及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給（電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。）又は電力量調整供給（同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。）の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。
 - 二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 2 特定送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

第7条（禁止事項）

利用者（ユーザーを含みます。）は、本サービスの利用に際して、以下のいずれかに該当する行為または該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- ・本利用規約、法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為またはこれに関連する行為
- ・第三者の権利を侵害し、または損害を与える行為
- ・本システムに不正な目的をもってアクセスもしくは利用またはこれらを試みる行為
- ・他者になりすます行為（ユーザーでない者がユーザーのアカウントを利用して本システムにアクセスをし、またはこれを試みる行為を含みます。）
- ・本システム上の第三者に関する情報（個人情報を含みます。）を不正もしくは不当な目的で利用し、公開し、または提供する行為（第3条に規定する、本サービスの利用に係る目的以外のための利用、公開または提供を含みます。）
- ・アカウントの発行に係る虚偽の申請
- ・不正に取得した書類等を添付して行う申請
- ・本サービスの運営を妨げ、または本サービス提供者の信用を毀損する行為
- ・本サービスの他の利用者、本サービス運業者または本サービス提供者に不当に不利益を及ぼす行為

(参考) 情報閲覧に関する同意事項

情報閲覧に関する同意事項

下記の全ての項目に同意の上、チェックをすると内容確認ボタンが押下できるようになります。

本システムの利用目的	必須	<input type="checkbox"/> 本システムは、FIT/FIP制度運用のために利用するものとし、その他の目的で利用することはありません。 また、適用のある利用規約等を遵守して、本システムを利用します。 利用規約等に違反した場合は、所属する組織の利用者全員を含め、本システムの利用停止となる可能性があることを理解しました。 また、利用規約等に違反し、第三者に損害を発生させた場合は、損害賠償請求などの法的措置の対象となる可能性があることを理解しました。
情報の目的外利用の禁止	必須	<input type="checkbox"/> 閲覧した情報を、不正もしくは不当な目的で利用し、公開し、または提供することはありません。 閲覧した情報を、本システムの利用目的以外で利用することはありません。 また、閲覧した情報を公にすることもありません。 ※特に申請情報の取り扱いには留意ください。
情報の管理	必須	<input type="checkbox"/> 閲覧した情報は、所属する組織の情報セキュリティポリシー等に従い適切に管理します。
ID・パスワードの管理	必須	<input type="checkbox"/> アカウントに付与されたID・パスワードは、外部へ漏えいしないよう適切に管理します。 また、所属する組織内を含め第三者へのID・パスワードの貸与・提供・共有は行いません。
情報漏えい等への対応	必須	<input type="checkbox"/> 情報漏えい等が発生し、またはその疑いが生じた際は、速やかに所属する組織の情報管理責任者に報告をします。 また、情報管理責任者は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課の担当者へ連絡します。 同時に漏えい範囲が拡大しないように早急に措置を講じます。
利用者・情報管理責任者の異動等	必須	<input type="checkbox"/> 情報管理責任者は、利用者・情報管理責任者に異動等があった場合には、必ず新しい利用者に本システムでの情報閲覧の目的等を説明するとともに、新しい利用者へのアカウントの変更手続を行います。

1. 再発防止策について

2. 更なる対応について

更なる対応について

- 本報告書では、再発防止策の確実な実施に加えて、**更なる対応の方向性**として、①令和5年度中の本検討会におけるフォローアップ、②本システムを利用した業務の運用改善、③経済産業省が保有するシステムへの横展開などが重要であるとして取りまとめられた。
- ②について、FIT/FIP制度における各種業務の実施にあたり、再発防止策として十分な対応を行った上で、より効率的な業務の実施のため、継続的に運用改善を行うことが必要であることが取りまとめられた。
- ③について、**今般の本事案への対応**は、本システムに限らず、**経済産業省が保有する他のシステムへも横展開を行い**、同様の事案が発生しないように、**本事案の教訓を現場ベースで共有する**必要がある。そこで、令和5年7月には、**本事案における情報セキュリティ上の問題点及び再発防止策について、経済産業省が保有する他のシステムにも横展開するための省内講習会**を実施。**引き続き**、省内での教訓の共有を行い、真摯に再発防止に取り組んでいく。
- さらには、本検討会で頂いた御指摘や、本報告書の内容にとどまらず、広く**個人情報の適切な取扱いを徹底**し、システム構築時には、企画段階からシステム運用段階に至るまで、**最新のプラクティスに照らしながら、情報セキュリティを確保する等の対応を継続的に実施し、国民や事業者の皆様の信頼を回復するよう、真摯に努めていく。**

【講習会の内容】

- **本事案の発生・対応経緯**（迅速な被害拡大防止策の重要性等）
- 本検討会等において指摘された**本事案の発生要因及び必要な再発防止策**
- システム構築時の**発注側の体制に関する課題について**（システム開発における発注側と受注側のコミュニケーションの重要性、開発・改修したシステムに関するシステム稼働前の検収の必要性等） 等